



平成21年 2月13日

各 位

会社名 大多喜ガス株式会社
代表者名 取締役社長 久野 一裕
(コード番号 9541 東証第二部)
問合せ先 取締役総務部長 木藤 博正
(TEL. 0475-24-0010)

役員退職慰労金制度の廃止および 取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入に関するお知らせ

当社は、より一層の企業価値向上に資する役員報酬制度への改定を行うこととし、本日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、取締役に対する報酬として株式報酬型ストックオプションを導入することとし、その実施に当たり必要な議案を、平成21年3月26日開催予定の第53期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金の廃止

当社は、平成21年3月26日開催予定の第53期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することといたしました。

なお、在任中の取締役に対しては従前の在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給することとし、同定時株主総会の承認を得たうえで、当該役員の退任時に支給する予定です。

2. 株式報酬型ストックオプションの導入

役員退職慰労金制度を廃止することに伴い、取締役に業績の向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高める誘因を与えることを目的に、取締役の報酬等の額とは別枠で、取締役に対する報酬等として年額200万円以内で、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行いたしたいと存じます。

現在の取締役は6名ですが、同定時株主総会に付議予定の取締役選任議案が原案どおり承認可決されましても、取締役は6名です。

株式報酬型ストックオプションとは、1株当たりの行使価格を1円とする新株予約権を割り当てるものです。付与の方法は、公正価値[※]を払込金額とする新株予約権を割り当てる一方、新株予約権にかかる払い込みについては払込期日において、割当予定者に対しそれぞれが割当を受ける新株予約権の払込金額の総額に相当する報酬請求権を付与し、同日、金銭による払い込みに代えて当該報酬請求権をもって相殺を行う方法によるものといたします。

※新株予約権の公正価値は、割当日における当社株価および行使価額等の諸条件をもとにブラックショールズモデルにより算出した公正な評価単価に基づくものといたします。

新株予約権の内容は次のとおりであります。

① 新株予約権の総数ならびに目的となる株式の種類および数

(1) 新株予約権の総数

毎年定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は40個を上限といたします。

(2) 目的となる株式

毎年定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式40,000株を上限といたします。

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株といたします。

なお、当社が株式分割または株式併合を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を伴うこれらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数は適切に調整されるものといたします。

② 新株予約権の払込金額の算定方法

新株予約権の払込金額は、公正価値を払込金額とするものとし、その公正価値は、新株予約権の割当日における当社株価および行使価額等の諸条件をもとにブラックショールズモデルにより算出した公正な評価単価に基づくものといたします。

③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額1円に新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額といたします。

④ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から20年以内といたします。ただし、権利行使期間の最終日が会社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日といたします。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものといたします。

⑥ 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から権利行使期間の最終日までの間に限り新株予約権を行使することができます。

⑦ その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めます。

3. 取締役の任期短縮

取締役の経営責任を明確化するとともに、経営環境の変化に即応した体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮いたします。詳細につきましては本日発表の「定款の一部変更に関するお知らせ」をご覧ください。

以 上